

総社市立総社東中学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月 改定

いじめに関する現状と課題

- ・素直で人なつこい生徒が多いが、規範意識がやや欠けている生徒、基本的生活習慣が確立していない生徒も見受けられる。
- ・学習に対する意欲や自信をもてない生徒が見受けられる。自己有用感が感じられる場や自己決定の場を作る必要がある。
- ・携帯電話の使い方や情報の管理、情報モラルについての意識を高め、ネットに依存せず、適切に自己管理できる能力を高める必要がある。
- ・SNS等による人権への配慮に欠ける「不適切な書き込み」等の事案が県実施のネットパトロールから数件報告があり、今年度も発生することが懸念される。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校教育活動全体を通して「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
 - ・いじめ防止の対策として校内指導体制を確立し、日々実践する。
 - ・個々のアンテナを高くもち、いじめの未然防止・早期発見に努める。
 - ・組織的な対応し、管理職への報告・連絡・相談の徹底する。
 - ・保護者、関係機関との連携を強化する。
- ＜重点となる取組＞
- ・困ったことアンケートの毎月実施
 - ・生活ノートの活用
 - ・人権週間の取り組み
 - ・生徒指導いじめ防止委員会の毎週開催
 - ・個人懇談の内容の充実

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞

- ・学校の基本方針をPTA総会で説明し、いじめ問題への取組について保護者の理解と協力を得る。

- ・学校評議員、地域の方々との懇談の機会を設け、生徒の学校外での様子や情報提供をしてもらう。

学 校

い じ め 対 策 委 員 会

＜対策委員会の役割＞

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成。
- ・発生事案への対応。

＜対策委員会の開催時期＞

- ・週に1回。拡大委員会は年に3回（学期に1回）

＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞

- ・朝礼、職員会議で全教職員に周知。
- ・生徒指導対策委員会の記録の回覧。

＜構成メンバー＞

- ・校外 学校評議員、SC

- ・校内 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導係、SCC、養護教諭、(SSW)

全 教 職 員

関係機関等との連携

＜連携機関＞

- ・総社市教育委員会
- ・総社警察署生活安全課、総社市こども課、児童相談所、総社市青少年育成センター

＜連携の内容＞

- ・情報交換、連絡会議の開催
- ・ネットパトロールによる監視

＜学校側の窓口＞

- ・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

①
未然
防止

（いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり）

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する力の素地を養うために、全ての教育活動を通した道徳教育及び体験活動等を充実させる。
- ・夢や目標を互いに語り合うことができる学級経営、心を育てる積極的な生徒指導を行う。

（生徒会活動・専門委員会活動の充実）

- ・人権期間において、生徒会及び各専門委員会で生徒自らが考え企画する活動を行う。

（だれも行きたくなる学校づくりの推進）

- ・日頃の授業や行事等の中で、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

（情報モラル教育の推進）

- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的な対処ができるように情報モラル講演会を実施し、生徒の規範意識の高揚をはかる。

- ・技術・家庭科及び道徳・学級活動の授業で、情報モラルについて指導する。

（教員研修の充実）

- ・全教職員がいじめ問題の原因やその対応について共通理解を図り、いじめ防止等のための対策に関する研修を実施する。

②
早期
発見

（実態把握）

- ・生徒の実態把握のために毎月困ったことアンケートを実施し、いじめ等の早期発見を図る。

（相談体制の確立）

- ・全ての教員が生徒の変化を見逃すことなくきめ細かい声かけや、生徒が相談できるような体制を整える。
- ・教育相談体制を充実する。

（生徒指導委員会・学年会）

- ・正確な情報を共有する。
- ・組織的な対応し、管理職への報告・連絡・相談の徹底する。

（家庭への啓発）

- ・入学説明会やPTA総会などでいじめ問題について啓発活動を行う。

③
い
じ
め
へ
の
対
処

（いじめの有無の確認）

- ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかまいじめの事実の有無の確認を行う。

（いじめへの組織的対応の検討）

- ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。

（いじめられた生徒への支援）

- ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。

（いじめた生徒への指導）

- ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり相手の心身に及ぼす影響等に気付かせる。そして適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係などその背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。